

氏名（本籍）	今井 勇
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博乙第 2728 号
学位授与年月日	平成 27 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究所
学位論文題目	戦没者遺族運動にみる戦後平和論の転回 —「戦没者」の再評価と反戦・平和の解体—

主	査	筑波大学教授	博士（文学）	千本秀樹
副	査	筑波大学教授	博士（文学）	伊藤純郎
副	査	筑波大学教授	博士（文学）	中野目徹
副	査	筑波大学准教授	修士（教育学）	森 直人

論 文 の 要 旨

本論文は、第二次世界大戦後の日本における日本遺族会をはじめとする戦没者遺族運動による戦没者の再評価の変遷を追い、1960年頃までの運動内外の議論を通して、戦後平和論が転回する過程を明らかにしようとした作品である。戦没者の定義については定まっておらず、一般戦災死者をふくめるかどうかという基本的な問題でさえ平和論のありようにかかわってくるのだが、日本遺族会は「戦死、戦傷病死した軍人・軍属・準軍属」とする。遺族運動には、戦没者の「犠牲」の評価としては、「受難的犠牲」と「貢献的犠牲」の二側面があり、日本国憲法のもとで戦没者を顕彰しようとする、戦争による犠牲を再び繰り返さないという平和論と決定的に矛盾する。日本遺族会と自民党は、早くから圧力団体と利益代表という関係になり、また戦後保守と革新勢力は政治的には厳しく対立するが、革新の側にも明確な批判的視座があったわけではなかった。そこへ鋭く切り込んだのが、劇作家三好十郎であった。本論文は、序章・終章をふくめて、7章25節から構成されている。

序章では上記のような課題を明らかにしたうえで、ふたつの分析視角を提示している。すなわち、遺族運動に内在する受難的犠牲と貢献的犠牲のふたつの論理を使い分けることが戦没者評価の変化を可能にしたこと、戦没者の再評価は遺族運動だけによる試みではなく、同時代の保守・革新の両政治勢力にも共有され得る評価基準が存在することを分析する必要性を示した。マルクス主義との訣別後、戦争に協力していくことになった三好十郎の戦没者と遺族に対するまなざしは、戦後も揺らぐことはなかったが、みずからもかつて戦没者を美化したことを徹底的に反省し、平和憲法下での反戦・平和が空虚なスローガン化することに警鐘を鳴らした。戦後遺族運動の論理と三好十郎の国家を超えた反戦論を対比することが新しい反戦・平和論を準備することになると述べる。

第一章「戦没者遺族運動の出発と戦後国家への志向」では、最初の組織である戦争犠牲者遺族同盟の

形成・分裂過程に注目する。敗戦後の混乱の中から出発した戦争犠牲者遺族同盟は「戦争未亡人」を中心に組織され、戦没者遺族は犠牲者であるとの自覚を重視し、犠牲者＝受難者と殉道者＝貢献者との相違を明確にすることによって戦争憎悪、戦争反対の運動方針を示した。しかし、このころ高揚した革新勢力による民主統一戦線への関心を示し、天皇制廃止を求める演説が行われたため分裂に至った。その後男性遺族を中心に再組織化が進められ、代表による天皇・皇后への拝謁後、全国組織化が一気に加速する。敗戦後も存続した天皇の存在によって日本国家の連続性が証明され、それを根拠として戦没者遺族運動は戦没者の再評価や国家補償を求める正当性を得た。

第二章「犠牲者＝受難者としての「戦没者」と反戦・平和」では、全国組織として出発した日本遺族厚生連盟が直面した、占領軍の厳しい監視下での活動内容の変化を明らかにする。結成当初、戦没者遺族としての特別な援護を求めたが、占領軍の意向により挫折する。その結果、戦没者遺族は受難者であることが強調され、戦没者もまた国家命令による受難者であるという立場から国家補償を求める論理が展開される。それは廃止の危機に直面した靖国神社によって示された戦没者像とも共通する。戦没者が受難者であることと戦後平和国家との関係を強調し、戦争の正当性を主張しないことで、戦没者の戦争責任を回避し、国家への貢献者としての再評価も模索することになった。

第三章「受難者から貢献者へと転換する「戦没者」」では、占領下における戦没者像の模索が講和・独立直前の愛国心論争と結びつき、再び求められる愛国心の象徴的存在として戦没者が位置づけられる過程を明らかにした。この論争では、保革両陣営が愛国心の正当性をめぐって論争を繰り広げたが、愛国心そのものを問う議論は皆無であった。そのような中で、戦没者が示した愛国心こそ独立後に不可欠であるとの主張が展開された。独立直後の全国戦没者追悼式において、政府から戦没者が公式に「平和の礎」として位置づけられ、戦後日本の平和と結びつけられた国家への貢献者としての再評価が可能となった。

第四章「戦没者遺族の世代間格差克服の試みと英霊精神の再生」では、まず、平和の礎として確立された戦没者像において、いかなる側面が貢献者として評価されるにいたったかについて、建設の決まった「無名戦没者の墓」をめぐる議論を通じて具体的内容を明らかにした。議論のなかでは保革両陣営の対立を超えて、戦争における死は等しく「国家への献身」として評価できるとの主張が共有され、戦没者の受難者としての側面以上に貢献者としての位置づけを確立させていった。そのような評価の変化に対して、戦没者遺児から単なる戦前回帰ではないかとの批判が示される。その結果、遺族運動の次世代を担う戦没遺児研修会における議論を経て、『英霊精神に関する報告書』がまとめられた。報告書では戦没者が戦争の評価と切り離され、国家の「難局に当り、尊い身命を犠牲にした」存在として純化されて位置づけられた。そして戦没者の精神、すなわち英霊精神は自然発生的な素朴な感情として普遍化され、戦後日本の享受する「平和と民主主義」を守るためにも、戦没者精神の継承が必要であるとの結論が示された。ここに至り、戦没者は貢献者として純化され、平和憲法下においても矛盾しないと明らかにされた。

第五章「兵士・戦没者・遺族をめぐる劇作家三好十郎の視線」では、戦中と戦後、一貫して兵士・戦没者・遺族に注目することによって独自の反戦・平和論を確立した劇作家三好十郎の作品と主張の分析を通して、再評価されるに至った戦没者像についての批判的検証を試みた。プロレタリア文学作家であった三好十郎は、マルクス主義との訣別後、兵士や戦没者、遺族を純化して描くことで戦争協力に至った過程を直視し、戦後、再び戦争協力に陥ることのない拠り所を、戦没者遺族の存在を通じて示そうとした。そこでは、戦没者遺族の揺るぎない反戦・平和の願いを主体化することによって徹底した反戦、

戦争放棄を貫くためには国家を守るための戦争をも否定せざるを得ず、そのためには戦没者像の中核である「国家への献身」、「国のため」という意識をも拒否しなければならないことを明らかにした。さらに三好は、平和への願いを高唱しながら、明確な反戦の意志を示さず、「国家への献身」、「国のため」という意識を否定することのない同時代の保革両陣営を鋭く批判した。「国家への献身」、「国のため」という意識の無批判な受容こそが、再評価された戦没者像において反戦や戦争放棄の明確化を挫折させる決定的な要因となった。その結果として、戦争放棄を謳いながら平和を守るための再軍備が可能となり、愛国心が求められるなど、反戦と平和の乖離、平和憲法の空洞化がもたらされた。

終章では、再評価された戦没者像に依拠して靖国神社国家護持運動を展開した日本遺族会に対して、戦没者の戦争責任を問う立場からの新たな遺族運動が形成された過程を明らかにした。戦没者の戦争責任への注目が、「国家への献身」、「国のため」という意識を対象化する新たな遺族運動を可能にしたのである。そして本論文が明らかにした戦没者像における「国家への献身」、「国のため」という意識の無批判な受容は、兵役義務が存在しないために直接的な国家との対峙を必要としない平和憲法体制下に生きる日本国民総体としての課題を反映するものであったことを確認し、国家を対象化する運動形成の課題と展望を示して総括としている。

審 査 の 要 旨

本論文は、第二次世界大戦後の日本における、戦没者遺族運動による戦没者再評価の過程を検証することによって、第九条のある日本国憲法下で再軍備ができる論理、英霊のおかげで現在の平和日本があるという論理の解明を行なった意欲的な作品であり、保守派の平和論の解明のために、研究史上、重要な位置を占める。戦後遺族運動のなかで、戦没者を犠牲者＝受難者としてか、それとも殉道者＝貢献者として位置づけるのかの揺れ動きを、占領軍や保革政治勢力との関係をふくめて克明に行なった。戦没者の死のおかげでふたたび戦争をしない平和国家を建設できたという論理では、戦没者の死を犬死とさせてしまうという思いが、一部の遺族にはある。戦没者遺族たちが、英霊が平和国家の礎を築いたと考えたいという、理解しにくい論理を本論文は解明した。戦後の議論の中には、平和のための軍備という論理があるが、そこでは反戦と平和が解離している。そのような論争の状況に対して、著者は三好十郎の国家を超えた反戦・平和論を対置し、新たな反戦思想の構築の可能性を示した。論を展開する上で、遺族運動論と三好十郎論の接続が突然さを感じさせる、運動史として読めば、遺族運動の中心的担い手や財政分析、政治勢力との関係をより叙述してほしいなどの指摘もあるが、思想史として叙述されており、反戦・平和思想研究としては学界と社会に貢献するところが大きいと判断される。

平成27年1月21日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行なった。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条(3)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。